

生涯現役クリエイティブセンター設置運営事業募集要領

1 事業の趣旨・目的

厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、京都府をはじめとする産学公労使の「オール京都」体制のもとで推進する「府民躍動」きょうとチャレンジプロジェクトの一環として、WITH・POST コロナ社会で必要とされる能力の変化や人生 100 年時代の到来を見据え、生涯学び・働き続けることのできる社会の実現を目指す生涯現役クリエイティブセンター（以下、「センター」という）を設置し、主に大企業・中堅企業の在職者を対象に、人手不足分野等への再就職などを想定したキャリアアップ・キャリアチェンジや地域貢献に資する人材の育成を推進するため、相談、研修の提供等一体的な支援を行う。

2 業務概要

- (1) 業務名 生涯現役クリエイティブセンター設置運営事業業務
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託上限額 29,352 千円(消費税及び地方消費税を含む)

※令和 3 年度京都府当初予算が京都府議会において議決されない場合は、委託契約を締結しないこととする。また、上記予算額が減額された場合は、契約金額も減額することとする。

※本事業は、契約期間の途中で事業費の増額を伴う業務の追加等の変更契約を依頼する可能性がある。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府商工労働観光部人材開発推進課

電話 075-414-5101 FAX 075-414-5092

メールアドレス jinzaikaihatsu@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：公募開始日～令和3年3月25日 正午

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。最終日は正午まで。）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府のホームページ（以下「ホームページ」という）

<http://www.pref.kyoto.jp/koyoshien/news/syougaignekikurieithibu3.html>

からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：公募開始日～令和3年3月25日 正午

※最終日は正午までであるから、留意のこと。

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで。募集期間の 最終日は正午まで。）

又は郵送（書留郵便に限る。募集期間の最終日 正午必着とする。なお、郵送の場合は、期日までに到着していることを上記（1）担当部署まで別途電話にて確認する

こと。)

5 事業説明会

- (1) 日 時：令和3年3月15日 午後2時～午後3時
- (2) 開催方式：オンライン開催
- (3) 申し込み方法：事前説明会参加申込書（様式6）を、持参のほか、郵便、FAX、または電子メールにより4（1）まで提出すること。
令和3年3月12日午後5時必着。

※参加申込者に対し、説明会参加用 URL 及び参加に際しての注意事項を電子メールにより送付するので、参加用申込書に受信可能な電子メールアドレスを必ず記載すること。

※郵送あるいは FAX で申込書を提出した場合は、到着していることを上記4（1）まで別途電話にて確認すること。

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和3年3月15日午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「生涯現役クリエイティブセンター設置運営事業業務委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和3年3月18日（予定）
- (5) 回答方法：質問への回答はホームページに掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

- (1) 提出書類
 - ア 応募申請書（様式1）
 - イ 企画提案書（様式2） 正本1部、副本6部
※イについては、規定の様式に加えて、別添資料としてA4片面印刷5枚（任意様式）を上限に提出することができる。
 - ウ 経費見積書（様式3 ※様式任意）
 - エ 商業登記簿謄本及び定款
 - オ 府税納税証明書（滞納がないことの証明書）
 - カ 消費税及び地方消費税納税証明書（滞納がないことの証明書）

※エ、オ及びカについては、発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

キ 使用印鑑届

ク パンフレット・会社案内等、事業所の概要がわかるもの

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び経費見積書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時、方法等については、別途通知する（オンライン方式を予定。）。

(3) 評価方法

企画提案書、経費見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高いものを、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同様の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目についてホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項第3号又は第7号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則事業終了後の精算払いとする。ただし、事業の円滑な推進を図るため、必要な場合は、人件費相当額について、請求がある場合に限り、前払いするものとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 応募申請書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 応募申請書を提出した後、企画提案書及び経費見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (3) 応募申請書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めるこ

とがある。

- (4) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。